

乗鞍のマイカー規制概要

1. 規制概要

■ 規制内容

- ◆期間：【岐阜県側】乗鞍スカイライン 通年（5月15日～10月31日）＜冬季閉鎖＞
 ：【長野県側】乗鞍エコーライン 通年（7月1日～10月31日）＜冬季閉鎖＞

◆通行可能な車両

- ：バス（11人以上、観光バス、マイクロバスを含む）、タクシー、
 除外車両、許可車両
 ※長野県側は大型バス通行時間規制あり

■ P&R 駐車場整備状況

【岐阜県側】計 2,300 台（500 円/日）

平湯・アカンダナ 800 台

久手・朴の木平 1500 台

【長野県側】計 2,250 台（無料）

乗鞍観光センター前 300 台

善五郎の滝駐車場 400 台

休暇村乗鞍高原 550 台

■ 山頂駐車場

鶴ヶ池駐車場

◆料金

観光バス 7,000 円（+環境保全税 3,000 円）

マイクロバス 3,000 円（+環境保全税 1,500 円）

タクシー 1,700 円（+環境保全税 300 円）

※ 路線バス・代替バスは駐車しないこととして無料

※ ペット一時預かりを実施

■ 代替バス

| | 料金 | 所要時間 | 運転間隔 |
|--------|------------|---------|---------|
| 【岐阜県側】 | 往復 1,800 円 | 45～60 分 | 45～60 分 |
| 【長野県側】 | 往復 2,000 円 | 50 分 | 60 分 |

※両県とも代替バスはすべて低公害車。タクシー、許可車両については低公害車化を誘導

※7月～9月の早朝には「御来光バス」を運行

2. 検討体制について

■ 協議会

- ◆乗鞍岳自動車利用適正化に係る両県調整会議
(事務局：両県持回り、座長：環境省中部地区自然保護事務所長)
- ◆乗鞍岳の環境保全にかかる連絡会議 (事務局：環境省中部地区自然保護事務所)
- ◆乗鞍自動車利用適正化協議会 (事務局：岐阜県、丹生川村)
- ◆乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会 (事務局：長野県)

■ 自動車利用適正化対策の経緯【長野県側】

| | |
|-------------|--|
| 平成 14 年 6 月 | 準備会 |
| 7 月 | 第 1 回協議会 (岐阜県：第 1 回乗鞍自動車利用適正化協議会) |
| 8 月 | 第 1 回幹事会 広告キャンペーンの実施 |
| 9 月 | 第 1 回地元関係者打合せ (岐阜県：第 2 回乗鞍自動車利用適正化協議会) 第 2 回地元関係者打合せ |
| 10 月 | 第 3 回地元関係者打合せ 第 2 回幹事会 |
| 11 月 | 乗鞍の環境保全にかかる連絡協議会 第 4 回地元関係者打合せ 第 5 回地元関係者打合せ |
| 12 月 | 第 3 回幹事会 地元関係者等打合せ 地元住民への説明会 |
| 平成 15 年 1 月 | 第 6 回地元関係者打合せ マイカー規制に係る長野県・岐阜県打合せ会議 第 7 回地元関係者打合せ |
| 2 月 | 第 8 回地元関係者打合せ 第 4 回幹事会 地元住民への説明会 第 2 回協議会 |
| 7 月 | マイカー規制の実施 |

※第 2 回乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会 (平成 15 年 2 月) 資料より

■ 協議会構成

【岐阜県側】

◆ 乗鞍自動車利用適正化協議会（事務局：岐阜県、丹生川村）

| | |
|---|---|
| <p>【会員】</p> <p>丹生川村長</p> <p>高山市長</p> <p>上宝村長</p> <p>高山商工会議所会頭</p> <p>（社）飛騨高山観光協会会長</p> <p>高山旅館共同組合理事長</p> <p>丹生川村商工会長</p> <p>丹生川村観光協会長</p> <p>乗鞍観光協議会会長（丹生川村 村長）</p> <p>丹生川村旅館組合長</p> <p>上宝村商工会長</p> <p>（社）奥飛騨温泉郷観光協会理事長</p> <p>奥飛騨温泉郷旅館組合長</p> <p>濃飛乗合自動車(株)社長</p> <p>松本電気鉄道(株)社長</p> <p>岐阜県タクシー協会飛騨支部長</p> <p>上高地タクシー運営協議会長</p> <p>環境省中部地区自然保護事務所長</p> <p>環境省中部地区自然保護事務所 平湯自然保護官</p> <p>林野庁飛騨森林管理署長</p> <p>国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長</p> <p>飛騨地域振興局振興局長</p> <p>飛騨地域振興局環境課長</p> <p>飛騨地域振興局振興課長</p> <p>飛騨地域農林商工事務所長</p> | <p>高山建設事務所長</p> <p>古川建設事務所長</p> <p>高山警察署長</p> <p>神岡警察署長</p> <p>乗鞍美化の会事務局長（丹生川村役場）</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>岐阜県経営管理部税務課長</p> <p>岐阜県地域政策室長</p> <p>岐阜県自然環境森林室長</p> <p>岐阜県交流産業室長</p> <p>岐阜県道路建設課高速道路対策室長</p> <p>飛騨県税事務所課税課長</p> <p>飛騨県税事務所課税課長補佐</p> <p>岐阜県基盤整備部建設管理局道路維持課長</p> <p>岐阜県警察本部交通部交通規制課長</p> <p>岐阜県警察本部交通部交通企画課長</p> <p>岐阜県道路公社建設部長</p> <p>日本道路公団安房峠道路営業所長</p> <p>【顧問】</p> <p>岐阜県議会議員（高山市）</p> <p>岐阜県議会議員（大野郡）</p> <p>岐阜県議会議員（吉城群）</p> <p>丹生川村産業振興課長</p> <p>飛騨地域振興局環境課</p> <p>飛騨地域振興局振興課長</p> <p>丹生川村産業振興課観光係長</p> <p>丹生川村産業振興課観光係主任</p> |
|---|---|

【長野県側】

◆乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会（事務局：長野県）

| | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 環境省中部地区自然保護事務所長 | 長野県松本建設事務所長 |
| 林野庁中信森林管理署長 | 長野県豊科警察署長 |
| 国土交通省北陸信越運輸局長 長野運輸支局 輸送課専門館 | 長野県自然保護研究所総括研究員 |
| 国土交通省長野県国道工事事務所調査課長 | 安曇村振興課長 |
| 自然公園財団上高地支部長 | 安曇村議会副議長 |
| 休暇村乗鞍高原支配人 | 安曇村商工会長 |
| 長野県企画局交通政策課課長補佐 | 安曇村大野川区長 |
| 長野県生活環境部環境自然保護課長 | 乗鞍高原温泉旅館組合長 |
| 長野県商工部観光課課長補佐 | 乗鞍高原温泉民宿組合長 |
| 長野県土木部道路維持課技術専門幹 | 松本電気鉄道㈱常務取締役 |
| 長野県土木部道路建設課技術専門幹 | 上高地タクシー運営協議会副会長 |
| 長野県警察本部交通部長 | 乗鞍高原観光アソシエーション青年部長 |
| 長野県松本地方事務所長 | 北アルプス山小屋友好会乗鞍代表 |
| | 長野県自然保護連盟会長 |

3. 経費等について

■ 岐阜県乗鞍環境保全税【岐阜県側】

◆課税客体—乗鞍スカイライン山頂駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為。

◆納税義務者—乗鞍スカイライン山頂駐車場へ入り込む自動車を運転する者・交通事業者

◆税率（一人当たり 100 円程度として設定）

◎乗車定員が 30 人以上の自動車を運転する者

観光バス—1 回につき 3,000 円

路線バス・代替バス—1 回につき 2,000 円

◎乗客定員が 11 人以上 29 人以下の自動車を運転する者

マイクロバス—1 回につき 1,500 円

◎乗車定員が 10 人以下の自動車等を運転する者

タクシー—300 円

◆徴収方法

◎観光バス、マイクロバスは、駐車場利用料金徴収者を特別徴収義務者として指定し、特別徴収の方法で徴収。

◎路線バス、代替バス及びタクシーは月ごとの申告納付。

■ 自動車利用適正化協力金【長野県側】

◎ シャトルバス乗客協力金：大人 1 人 100 円、子供 1 人 50 円

◎ タクシー乗客協力金：1 台当り 300 円

(備考：平成 15 年度は計 4,652,000 円徴収)

■ 協議会決算項目【岐阜県側】(平成15年度)

<歳入の部>

| 款 | 項 | 計 | 備考 |
|---------------|--------|------------|----------------|
| 分担金 | 1. 分担金 | 19,300,000 | 高山市 |
| | | | 上室村 |
| | | | 丹生川村 |
| 負担金 | 1. 負担金 | 15,175,000 | 旅客運送事業者負担 |
| | | | 利用者負担 (バス) |
| | | | 利用者負担 (タクシー) |
| | | | 事業者負担 (バス) |
| | | | 自然事業者負担 |
| | | | 山頂事業者 納入事業者 |
| 駐車場利用者負担 | | | 鶴ヶ池駐車場 |
| | | | ほおのき平 |
| | | | アカンダナ |
| 繰越金 | 1. 繰越金 | 704,000 | |
| 雑入 | 1. 雑入 | 9,000 | |
| 補正されなかった款に係る額 | | 1,000 | |
| 合計 | | 35,189,000 | |

<歳出の部>

| 款 | 項 | 計 | 備考 |
|-------|--------|------------|----------------------|
| 一般管理費 | 1. 事務費 | 1,341,000 | 事務補助員賃金、普通旅費、印刷製本料、手 |
| 事業費 | 1. 事業費 | 33,828,000 | 除雪委託料、重機借上料、広告費 |
| 予備費 | 1. 予備費 | 20,000 | |
| 公債費 | 1. 公債費 | 0 | 一時借入金利子 |
| 合計 | | 35,189,000 | |

※平成15年度 乗鞍自動車利用適正化協議会保税予算事項明細書より

4. 利用適正化方針（地域振興に関する部分を抜粋）

【岐阜県側】

『乗鞍岳自動車利用適正化方針』

（平成14年4月30日 第4回乗鞍岳自動車利用適正化協議会決定）

1. 基本方針
2. 検討にあたっての基本的視点

（3）地域振興

- ・マイカー規制の実施を地域の活性化の好機として捉え、地域住民とともに、長期的な視点も含めた活性化策を検討する。
- ・この地域が豊富な自然資源に恵まれた地域であることから、自然環境に配慮するとともに、その資源を最大限に生かした観光地づくりを目指すものとする。

3. 具体的対応策

（8）地域振興

ア マイカー規制にあたっての観光への配慮

- ◆以上の施策を的確に講じることにより、マイカー規制による観光客の減少要因をできるだけ少なくするよう努める。（待避所の整備、大雪溪までの早期除雪・開通、ご来光観光等）

イ マイカー規制を契機とした地域の総合的な観光振興への取り組み

- ①全国のモデルとなりうる徹底した環境保全型観光地づくりを行う。
- ②上高地、白骨、松本、平湯、高山などと連携し、広域的宿泊拠点として、第一級の自然資源などを活用した通年型滞在型観光地づくりを行う。

そのために、以下のような施策を、関係者からなる検討組織を早急に設け、検討する。

◆マイカー規制、低公害車化を契機とした「環境保全型観光地宣言」

- ・環境にやさしい観光地を全国に印象づけ、イメージアップを図る

◆環境への配慮の徹底

- ・交通、宿泊など観光地利用全般に当たっての環境への負荷軽減の徹底

◆参加・体験型プログラムの充実

- ・自然体験（自然観察会等の実施、「のりくら自然学校」、エコツーリズム等）
- ・生活体験（牧場、炭焼き、そば打ちなどの体験プログラムの充実）
- ・スポーツ体験（スキー、トレッキングなどのプログラムの充実）

◆魅力的な宿泊施設の整備

- ・核となる宿泊施設の整備、魅力的で特色ある宿泊施設への転換

◆質の高い温泉資源の活用

- ・健康志向、癒し志向への対応

◆観光事業の広域的展開

- ・周遊バスの運行、共通サービス券の発行など

◆自然公園施設の再整備

【長野県側】

『乗鞍岳自動車利用適正化実施方針』

(平成 15 年 2 月 18 日 第 2 回乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会決定)

1. 趣旨

2. 実施内容

1 1 地域振興

◎ マイカー規制を契機とした地域の総合的な観光振興への取り組み

○地元団体、村、県等で組織する「乗鞍高原観光振興検討会議」により乗鞍地域の観光振興策を検討する。

①全国のモデルとなりうる徹底した「環境保全観光地づくり」を行う。

②上高地、白骨、松本、平湯、高山など連携し、広域的宿泊拠点として、第一級の自然資源などを活用した「通年型・滞在型観光地づくり」を行う。

○自然公園施設の再整備

・環境省を中心に地元関係者と協力しながら円滑に進める。

5. 規制の結果と課題【長野県側】

※乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会（平成15年11月）資料より

■ 平成15年度実施結果

◆シャトルバス運行状況

| | 乗車人数 | バス台数 | 平均乗車人数 |
|-----|--------|-------|--------|
| 7月 | 7,580 | 411 | 18.44 |
| 8月 | 17,591 | 610 | 28.84 |
| 9月 | 9,008 | 444 | 20.29 |
| 10月 | 8,499 | 337 | 25.21 |
| 計 | 42,628 | 1,802 | 23.68 |

◆マイカー規制台数（推計台数）

平成15年7～10月のシャトルバス乗客は上記の表より約43,000人である。

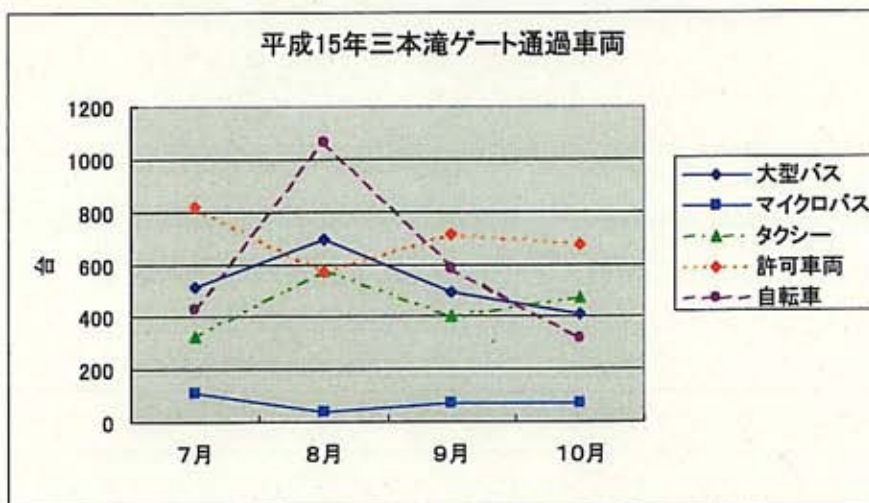
⇒マイカー1台3人と換算すると約14,000台のマイカーを規制したことになる

※備考：岐阜県側の7月～10月間のシャトルバス乗車人数合計は45,000人以上

⇒両県合わせて30,000台近いマイカーを規制したという試算が可能

◆通過車両の内訳（三本滝ゲート）

| | 大型バス | マイクロバス | タクシー | 許可車両 | 自転車 | 計 |
|-----|------|--------|------|------|------|------|
| 7月 | 512 | 113 | 323 | 820 | 431 | 2199 |
| 8月 | 697 | 40 | 580 | 574 | 1061 | 2952 |
| 9月 | 496 | 69 | 399 | 712 | 583 | 2259 |
| 10月 | 411 | 72 | 473 | 677 | 315 | 1948 |
| 計 | 2116 | 294 | 1775 | 2783 | 2390 | 9358 |



※ここでの大型バスはシャトルバス+観光バス

■ 成果

- マイカーの規制
- 自然環境の保護
 - ・ライチョウ等野生生物の頻繁な出没
 - ・排ガス・騒音の減少
- 交通渋滞の解消
 - 観光客から「渋滞がなく快適」との声
- 多様な観光客の受入
 - ・御来光バスによる観光
 - ・自転車利用者の増加
 - ・徒歩による散策
- 地域人材の活躍
 - 乗鞍住民レインジャー・・・乗鞍岳の環境美化活動等を実施する住民組織の結成

■ 課題

- ①規制の周知、観光PR
 - ・規制の周知、「乗鞍高原まではマイカー利用可能」のPR
- ②観光客の減少
 - ・7～8月の乗鞍高原への観光客が2割減少（冷夏の影響も考慮すべき）
- ③シャトルバス
 - ・バス停での乗車待ちの発生
 - ・御来光バス情報の周知
- ④タクシー
 - ・タクシー乗車待ちの発生
- ⑤県境ゲート（山頂の「孤島化」を危惧、ゲートの管理等に課題）
- ⑥落雷対策（バス停周辺の安全対策）
- ⑦マイカー規制区間内の交通規制の遵守
- ⑧急増した自転車への対応

■ 次年度に向けて

- 円滑なマイカー規制への取組み
- 観光客への「もてなしの心」
- 観光客の安全確保
- 「乗鞍岳レインジャー」との連携
- ペット持込対策
- 「乗鞍の魅力」情報発信